

第2回川柳中学校学用品検討委員会記録

- 1 日 時：令和7年7月29日（火） 午前10時00分～午後12時00分
- 2 場 所：越谷市役所第二庁舎 3階 教育委員会室
- 3 内 容：・第1回検討委員会における決定事項等の確認
・メーカー選定方法(プロポーザル実施要項・審査方法等)の決定
・学用品の取扱いの検討（移行期間等の決定）

4 議 事 録：以下のとおり

発言者	発言内容
(10:00 開始)	
第1回検討委員会における決定事項等の確認	
事務局	・川柳中学校の学用品の方向性の確認 ➡上履きと体育館履きを兼用とする ・指定品とする学用品と指定品としない学用品の確認 ・コンセプト（方針・方向性）の確認 ・業者選定の手法の確認 ➡メーカー指定（1者指定製造） ➡公募型プレゼンテーションの実施
メーカー選定方法(プロポーザル実施要項・審査方法等)の決定	
事務局	・通知予定メーカーの提示 ・プロポーザル通知から実施までのスケジュールについて説明
委員長	「川柳中学校の体育着・ジャージ選定プロポーザル実施要項」 ・事業内容と全体スケジュールについて説明 全体スケジュールについて、2月に仕様の最終決定、10月にお披露目会の実施となっているが、8ヵ月あればサンプルは出来上がる見込みとなっているのか。
事務局	他市町村では作製して直ぐにお披露目会を行った実績がある。2ヵ月程度でサンプルを完成させる事が可能なメーカーも存在すると伺っている。
構成員	4月に販売店等への説明とあるが、販売店はどの様に決定するのか。
事務局	販売店については、事務局にて光陽中学校の学用品を取り扱っている販売店へ連絡し、川柳中学校の学用品が決定した旨の説明をさせていただく。

	事務局にて販売店向けの説明会を実施し（ホームページ等で広く周知）、取り扱うかどうかは販売店に判断いただく。 ・選定日程等について説明 ・プロポーザルへの参加申し込みと企画提案書の提出について説明 ・プレゼンテーションについて説明
委員長	当日、体育着・ハーフパンツの生地を触ることは可能か。
構成員	制服のプロポーザルの際には、生地を触らせていただけた事業者や布に水を掛けて撥水をアピールする事業者等、様々な提案方法であったため、質問の際に「生地を触らせてほしい」等の発言をしていただいて構わない。
委員長	丈夫さというか、何度洗ってもへたれないような生地がよい等の希望があると思うので、実際に触れることで安心できると思う。
構成員	マネキンに体育着を着せた時に、透け具合がわかるとよいと思う。
構成委員	マネキンと生地の上に紙に文字も書いたものを差し込めば、透け感はあるのではないか。そうすれば、その場で確かめることができるのではないか。
事務局	・選定方法について説明 方針４審査の視点で肌着、下着は「透けない」と断言しているが、「透けにくい」とした方がよいか意見を伺いたい。「透けない」とすることで生地が厚くなったりする可能性がある。
委員長	「透けない」という表現を「透けにくい」という表現にするか否か挙手を求める。 ～委員全員挙手～
委員長	「透けにくい」とする。
委員長	実績について、「実績は十分か、納品は遅滞なく行われてきたか」ということは検討委員会ではわからないため、提案資料に記載してもらえという理解でよいか。例えば「〇〇市で採用していただいた実績がございました」等を記載させるということによいか。

事務局	そのとおりである。
委員長	応募が1者だった場合の基準点について、挙手をしていただき、お話しいただければと思う。仮に全てBの10点であった場合は67点となるが、BではなくCとする等の意見を伺いたい。
構成員	1者だけが応募があり、その事業者が落ちた場合、もう一度プレゼンテーションを行うのか。
事務局	通知からやり直すこととなる。通知文を送付する事業者へは電話しているため、1者だけとなる可能性は低いと考えているが、もしもの時のために決めておく必要がある。
委員長	6割とするか否か挙手を求める。 ～委員全員挙手～
委員長	6割で進めることとする。
事務局	この後の通学カバンと上履き兼体育館履きの際にも同じことを決めていただくこととなるが、同じく6割ということによろしいか。 ＜異議なし＞
委員長	全ての学用品の最低基準を6割で進めることとする。 「川柳中学校の通学カバン選定プロポーザル実施要項」 ・事業内容と全体スケジュールについて説明 ・選定日程等について説明 ・プロポーザルへの参加申し込みと企画提案書等の提出について説明 ・プレゼンテーションについてについて説明
構成員	1者がカバンを2種類持ってきた場合は。
構成員	A商品とB商品をどちらもよいと提案してきた場合は。1者が1つという記載がないのでその辺りはどの様に考えているか。

事務局	提案商品について決定後のアレンジメントは行わないため、2つ提案された場合は迷ってしまうので、1種類を提案していただき、その商品に対する価格等を説明していただくことを考えている。2種類の提案をさせることも有りのため、協議いただきたい。
構成員	会社は1者で決めなければいけないと思うが、1者が2種類の提案をして、2種類の採用とし、児童生徒が選ぶということは可能か。
事務局	できないことはない。しかしながら、販売店の意見を聞いてみたところ、2種類の在庫を管理することについて悩まれていた。利点はあると思うが、選ぶのであれば指定でなくてもよいのではとの意見であった。 全ての提案を見ていただいた上で、この会社のこのカバンにすると決めていただくことになる。会社だけ決定した場合、商品の選定を行う検討委員会を開催することとなり、ご負担をかけることになる。
構成員	事業者が複数あればよいが、2者しかなかった場合は2種類の提案から選べるのではないか。 ・選定方法について説明 「川柳中学校の上履き兼体育館履き選定プロポーザル実施要項」 ・事業内容と全体スケジュールについて説明 ・選定日程等について説明 ・プロポーザルへの参加申し込みと企画提案書等の提出について説明
事務局	1者に2足の提案をさせるかという点について、事務局では通学カバン同様に1足の提案にしたいと考えている。1者1アイテムということではないか。 ＜異議なし＞
構成員	・プレゼンテーションについて説明 現代の子どもたちの足型は昔と変わっているのか。
事務局	昔と比べ足の幅が狭くなっているとメーカーから伺っている。平均すると細くなっているとのこと。昔は靴の先端が尖っていたが、外反母趾の関

事務局	係から先を丸形にすることで誰にでも対応できるようにしていると伺っている。伺ったメーカーは特注の作製もできるので記載した。
構成員	学年カラーは取り入れる方がよいのか。選定後に協議が必要となる可能性がある。前回、取り入れることで学年の判断が一目瞭然のため良いという意見があった。
委員長	そのとおりである。
構成員	光陽中学校で使用していた物を可としなければ、販売店が困ってしまうため、しばらくの間は混在が考えられる。その場合、光陽中学校と学年カラーを合わせておかないと、学年が分からなくなってしまうため、学年カラーくらいは合わせる必要があるかと思う。
構成員	あまり居ないとは思いますが、お下がりの可能性もある。
構成員	学年カラーが合わないとお下がりが出来なくなってしまう。
構成員	保護者からは学年カラーは不要と意見が出そうだが、学校としては必要となる。
委員長	いずれにしても学年カラーはメーカーが決定してから、若しくはメーカー提案に従って考えていける形となる。
学用品の取扱いの検討について	
事務局	・令和9年以降の新入生について説明
構成員	・在校生（光陽中学校から川柳中学校へ移動する）について説明 制服と違うので、光陽中学校の学用品の着用は制限を設けないがよい。ジャージは傷まないので長持ちすると思う。光陽中学校も令和9年度から一新するのであれば、間違いは起きないと思う。
構成員	歳の離れた兄弟にも回したいと考えると、制服はお下がり出来ないので、体育着・ジャージくらいは使えるとありがたい。制服と違って男女関係なくお下がりできる。さらに、現状の物が令和9年度から購入できないのであれば、サイズアウトや破損をすれば自動的に川柳中の学用品へ移行することとなる。

委員長	協議の内容をまとめると「光陽中学校の学用品の着用は制限を設けない」でよろしいか。
	<異議なし>
事務局	・光陽中学校と川柳中学校の体育着・ジャージの組み合わせの可否について説明
構成員	自由がよい。
構成員	あまりにも組み合わせによって色合いが不自然ならば着ないと思う。
構成員	川柳中学校の体育着・ジャージがどういう色やデザインになるかによって、組み合わせは変わってくると思う。
構成員	規定は設けなくてよいと思う。汚くなって兄弟の物を借りるとかあってもよいと思う。
委員長	自由という意見が多いため、「規定は設けない」でよいか。
	<異議なし>
構成員	1つ確認だが、無期限にするが、光陽中学校も令和9年度に一新する予定であるため、現状その時点の在庫限りとなるのか。
事務局	販売店の在庫限りとなる。そのため自然と切り替わっていくということである。

午後12時00分終了